

## 一般社団法人社会応援ネットワーク 定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人社会応援ネットワークと称する。

#### (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

#### (目的)

第3条 当法人は、誰もが自分らしく、安心して暮らせる公正・公平な社会をつくることをめざして、社会的な弱者の立場にいる人の声を聞き、さまざまな角度から解決の糸口を探り、具体的な解決策を立案し、実行に移すまでを行い、支援を必要とする人と応援したい・支援したい人・組織を繋ぐ懸け橋となり、地域を元気にすること、日本を元気にすることを目的とする。

#### (事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)各種媒体の編集、制作、発行、頒布
- (2)各種イベントの立案、企画、運営
- (3)前各号に附帯又は関連する一切の事業

#### (公告方法)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

### 第2章 会員

#### (会員)

第6条 当法人の会員は、次の通りとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1)正会員 当法人の目的に賛同し、当法人を運営するため、入会した者
- (2)賛助会員 当法人の目的に賛同し、その事業を援助するため、入会した者
- (3)法人会員 当法人の目的に賛同し、その事業を援助するため、入会した法人

(入会)

第7条 当法人の会員として入会しようとする者は、所定の方法により入会申し込みをしなければならない。なお、正会員については、理事会でその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金・年会費)

第8条 当法人の会員は、別に定めるところにより、入会金及び年会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 当法人の会員は、別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当したときは、社員総会の決議により、当該会員を除名することができる。

- (1)本定款その他の規則に反したとき。
- (2)当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3)入会金を納入しないとき、又は納入期限から2年以上年会費を納入しないとき。
- (4)その他除名すべき正当な理由があるとき。

(資格喪失)

第11条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当したときは、会員の資格を喪失する。

- (1)総社員が同意したとき。
- (2)死亡したとき、失踪宣告を受けたとき、又は解散したとき。
- (3)成年被後見人、又は被保佐人になったとき。

(権利及び義務)

第12条 前3条により退会した会員は、会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員の地位を失う。ただし、未履行の義務は免れることはできない。

2 当法人は、会員が退会しても、既履行の入会金、年会費その他の拠出金員等は、これを返還しない。

(社員名簿)

第13条 当法人は、社員の住所又は事務所、及び氏名又は名称を記録した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1)会員の除名
- (2)理事及び監事の選任又は解任
- (3)理事及び監事の報酬等の額
- (4)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5)定款の変更
- (6)解散及び残余財産の処分
- (7)合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8)基本財産の処分の承認
- (9)その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第16条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度末日の翌日から3カ月以内にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第17条 社員総会は、主たる事務所の所在地又は代表理事の定める地において開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、代表理事が定める者がこれに代わる。

(議決権)

第20条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分

- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
  - (6) 基本財産の処分
  - (7) その他法令又はこの定款で定める事項
- 3 決議について特別の利害関係を有する社員は、議決に加わることができない。

(代理)

第22条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議・報告の省略)

第23条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

- 2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(社員総会規則)

第25条 社員総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

## 第4章 役員および理事会

### 第1節 役員

(役員の種類および員数等)

第26条 当法人に、次の役員を置く。

- (1)理事3名以上
  - (2)監事1名以上
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第27条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある理事の

合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員の職務及び権限)

第28条 理事は理事会を組織し、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人の業務を執行する。

2 代表理事は当法人を代表し、その業務を統括する。

3 監事は、この法人の財産の状況および理事の業務執行状況を監査する。財産の状況または業務の執行について不正および定款に違反する事実を発見したときは、これを理事会、社員総会に報告する。

(任期)

第29条 理事及び監事の任期は、就任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠または増員として選任された理事の任期は、前任者または現任者の任期の満了する時までとする。

3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第30条 理事は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、社員総会の決議をもって別に定める通り報酬を支給することができる。

2 非常勤の理事が行なった特別の職務執行に対しては、社員総会の決議をもって別に定める支給基準に従って謝金を支給することができる。

3 役員には、その職務を行なうために要する費用の支給をすることができる。

4 前3項に関し必要な事項は、別に定める「役員の報酬等と費用に関する規程」による。

## 第2節 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるほか、次の職務を行なう。

(1) 法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定および解職

(4) 規則の制定、変更及び廃止

(開催)

第33条 通常理事会は、毎年定期に、年3回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

- (2)代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3)前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4)監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、代表理事に招集の請求があったとき。
- (5)前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

#### (招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

#### (議長)

第35条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、代表理事が定める者がこれに代わる。

#### (定足数と決議)

第 36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

#### (決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

#### (報告の省略)

第38条 理事が、理事全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

#### (議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

#### (理事会規則)

第40条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第5章 事務局

### (事務局)

第41条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第6章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

第42条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関し必要な事項は、別に定める情報公開規程による。

### (個人情報の保護)

第43条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

## 第7章 資産及び会計

### (事業年度)

第44条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (剰余金及び残余財産)

第45条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

- 2 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議により、国、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人のいずれかに贈与する。